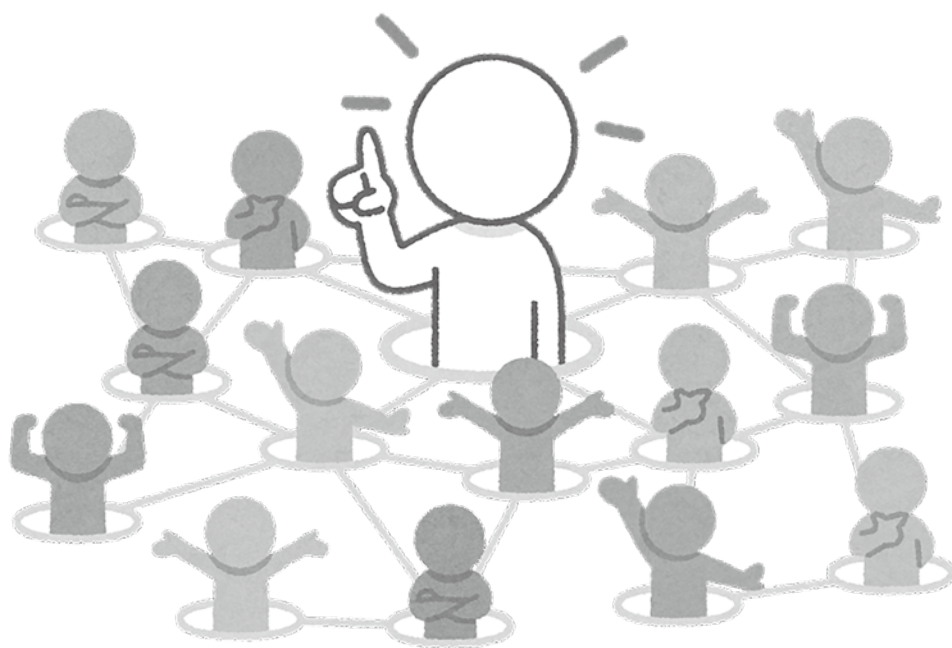


〈福祉社会活動の進め方〉

福祉社会活動ガイドライン（第5版）

～地域が学び、見守り・支える活動～



社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会



この冊子は共同募金の配分を受けて作成しました

ガイドラインの使い方

- このガイドラインにおける「福祉会」とは、小地域(概ね民生委員の担当区域)を単位として、その区域内の自治委員、民生委員、社会福祉委員などで構成された組織を意味します。
- このガイドラインは、「福祉会」がどのように活動をすべきか提案しています。
- 「福祉会」の活動は、地域住民や行政、福祉関係機関等との連携を大切にしながら、多様な主体と意思疎通を図り協働することによって目的が達成されます。
- 「福祉会」の活動は、そのメンバーや地域の主体的な活動ですから、それぞれの地域の状況に即して行うことが重要です。このガイドラインの視点や考え方を参考にして、それぞれの活動を検討してください。

社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

令和5年3月

目 次

1. ガイドラインの位置づけ ～福祉社会活動の指針として～	1
2. 福祉社会活動の基本的な考え方	2
①福祉制度等を学ぶ	
〈事例1 福祉社会としての学習活動〉	
②福祉ニーズを発見する	
〈事例2 日頃の活動からニーズを発見する〉	
③地域で支える	
〈事例3 地域の協力で見守り、支える〉	
3. 福祉社会活動の進め方	5
①推進体制の整備（福祉会の設置・活動計画の策定）	
②学習活動の推進	
③グループ援助活動の推進	
④見守り・声かけ活動の推進	
⑤個別支援活動の推進	
4. 新たな課題への取り組み	8
①地域で支援を必要とする人たち	
②新たな活動のヒント	
・学習活動のヒント	
・グループ援助活動のヒント	
・見守り・声かけ活動のヒント①	
・見守り・声かけ活動のヒント②	
・福祉社会活動を始めるヒント	
5. 特徴的な活動をしている福祉社会について	19
参考 福祉会の規約について	23

1. ガイドラインの位置づけ ～福祉社会活動の指針として～

羽島市社会福祉協議会（以下、「社協」という）では、平成11年度から福祉会の設置を開始しました。これは、平成12年度に導入される介護保険制度が措置制度（与えられる福祉）から契約制度（選ぶ福祉）へと大きく変わるために、地域福祉の推進に携わる人々が福祉制度やサービスの内容についてお互いに学ぶ必要があると考えたことと、平成9年度から国が検討を進めてきた社会福祉基礎構造改革の中で、地域福祉の推進における地域住民の参加がより求められるようになってきたことを反映しています。

その後、各福祉会の運営方法や活動内容に差が見られたことから、社協が進めようとする福祉社会活動の指針を示すためにガイドラインを発行してきたところですが、このたび、活動のヒントとして、見守り活動をしている人同士が連携して見守りができる体制づくりができるよう、その手法を加えた第5版を発行することと致しました。

このガイドライン（指針）を福祉社会活動に携わる人々で共有し、関係機関との連携も図りながら、社協の基本理念のひとつである「住民参加と協働による福祉のまちづくりの推進」に向けて、より積極的に福祉社会活動を展開していきたいと思います。



2. 福祉社会活動の基本的な考え方

福祉社会活動を開始した背景については、先に述べたとおりですが、このことから福祉社会の基本的な活動は、大きく次の二つに集約することができます。

〈みんなで学ぶ〉

福祉会の構成メンバー（自治委員、民生委員、社会福祉委員など）が、福祉の制度等について学びます。もちろん、広く地域住民に呼びかけて学習することも有効です。

〈ニーズを発見する・支える〉

支援の必要な人の福祉ニーズ（生活上の困りごと）を見つけて、福祉会で話し合い、地域（近隣）で解決できることは、地域住民が協力し合って解決します。

①福祉制度等を学ぶ

最近の福祉制度は、短い周期で大きく変わっていくという特徴があります。例えば介護保険制度は3年ごとに見直しが行われており、福祉制度は私たちの暮らしに直結するため、こうした変化に無縁でいることはできません。平成29年の改正では、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことをめざす、「地域共生社会」の実現を目指す内容も盛り込まれることとなりました。

また、令和2年の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向け新たな事業が創設されたことに加え、地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることが明文化されています。さらに、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況などを踏まえ、児童福祉法が令和4年に改正され、令和6年に施行される予定です。

自分のため、地域のために新たな福祉制度やサービスの内容を学び、それを伝えていくことが大切です。

事例1 福祉会としての学習活動

〈介護予防の学習会（S福祉会）〉

- 目的：高齢者自身が介護予防の必要性を理解し、実践できるようにする
- 対象：ひとり暮らし高齢者（一般の高齢者にも呼びかけ）
- 内容：体力測定、健康体操、食事や口腔ケアについての講義など
- 講師：保健センターの保健師

〈介護保険制度についての研修（D福祉会）〉

- 目的：福祉会のメンバーが介護保険制度の改正点を理解する
- 対象：福祉会の構成員（自治委員、民生委員、社会福祉委員）
- 内容：改正された介護保険制度についての講義
- 講師：地域包括支援センターの職員

②福祉ニーズを発見する

生活上の困りごと（福祉ニーズ）の発見には、大きくわけて次の二つのルートが考えられます。

ア）本人が訴える（本人が民生委員や友人、近隣住民に相談する）

イ）周囲が気づく（普段から見守り活動等を行っている人が気づく）

ア）の場合には、本人から訴えがありますので、比較的容易に福祉ニーズを把握することができますが、なかなか言い出せなくて問題が深刻になっているということもあります。

イ）の場合には、普段から見守り活動等が行われていることで、支援の必要な人の生活や健康上の変化に周囲が気づくため、早期発見につながりやすいのですが、本人が必要を感じていなかったり、周囲が気づかないうちに問題が深刻化していたりすることもあります。

福祉会活動においては、支援が必要と思われる方を対象に、常日頃から見守り活動を行い、福祉ニーズの早期発見につなげていくことが大切です。

事例２ 日頃の活動からニーズを発見する

〈福祉委員による友愛訪問活動で（M福祉会）〉

ひとり暮らしのOさん（82歳）を定期的に友愛訪問している福祉委員のKさんは、訪問時にOさんが右足を骨折して買い物ができなくて困っているとの話を聞きました。Kさんはさっそく担当の民生委員Iさんに報告しました。

〈ふれあいサロンの欠席から（K福祉会）〉

Nさん（78歳）は、ふれあいサロンへの参加を楽しみにしており、一度も欠席することなく、毎回一番最初に会場へ来ていました。そんなNさんが連絡もないままサロンを欠席したため、心配になった民生委員のYさんが訪問すると、見知らぬ男性が慌てた様子で立ち去りました。

Nさんの話によると、男性は「健康食品」の訪問販売のセールスマンで、断っているにもかかわらず帰ってもらえなくて困っていたとのことでした。また、これまでも何度か同じようなことがあったが、誰にも相談できなかったようです。Yさんは、今度こういったことがあったら、すぐに自宅へ電話するようNさんに伝えました。

③地域で支える

福祉社会活動をとおして発見したニーズは、その解決に向けた取り組みが必要です。一般的には、社協や市役所等へ連絡することで問題解決につなげていくことが考えられますが、その解決にどんな仕組みを使えばいいのか、また作ればいいのか、そして誰がどのような役割をするのかといったことをみんなで考えることも大切です。

なお、社協や市役所等へ連絡した場合でも、地域の協力なしでは問題解決が図れない場合もあります。

事例3 地域の協力で見守り、支える

〈骨折したひとり暮らし高齢者への支援（M福祉会）〉

前ページのOさんの事例では、報告を受けた担当民生委員のIさんが、福祉会のメンバーに呼びかけて、しばらくの間Oさんの買い物代行を行うことにしました。

〈軽度認知症高齢者への訪問活動（H福祉会）〉

H福祉会では、ひとり暮らしで隣近所ともあまり付き合いのないAさん（87歳）に、ふれあいサロンに参加するように何度も働きかけてきましたが、もともと人前に出るのが苦手なAさんはサロンへの参加を拒み続けていました。

最近になってAさんに認知症の傾向が見え始めたことに気づいた民生委員のTさんは、福祉会で対応を協議しました。その結果、無理にサロンへ参加してもらうことはやめて、Tさんによる月1回の友愛訪問に加えて、福祉委員による友愛訪問活動を行うことで、見守り体制を強化することを計画しました。しかし、Aさんは異性（女性）の福祉委員を受け入れなかったため、再度福祉会で協議し、近所に住む男性（Iさん）に定期的な友愛訪問による見守りをお願いすることになりました。



3. 福祉社会活動の進め方

①推進体制の整備（福祉会の設置・活動計画の策定）

新たに福祉社会活動を始めるには、まず小地域（福祉会の基盤となっている区域）単位で、地域の福祉問題や課題を出し合ったり、活動方針について検討するための場をつくったりします。ここには、民生委員や自治委員、社会福祉委員などが参加しますが、必要に応じて社協職員、関係機関の専門職なども参加します。

既に福祉会が組織化されている地域では、学習活動のテーマや既に取り組んでいる活動の評価・点検、新たな福祉ニーズの把握などを行いながら、年間の活動計画を立てます。

②学習活動の推進

福祉の制度やサービスは、私たちの生活に密着していることから、福祉会のメンバーが正しく理解するとともに、地域へ啓発していくことも必要です。また、福祉と関連する権利擁護や虐待防止、消費者トラブルなどについて学習することも有効です。

さらに、地域社会に存在する偏見や差別についても目を向け、福祉課題を抱える人の生活空間が地域へ広がることへの抵抗を減らすことも重要です。

ポイント 学習活動をすすめるうえで

テーマの設定……支援の必要な人たちがどんなことで困っているのか、自分達が活動していくうえで知っておくべきことは何か、といった視点からテーマを決めます。

参加者の選定……自分たちだけでなく、広く地域に参加を呼びかけることも検討してみましょう。

講師の選定……社協や市役所から紹介してもらうという方法もあります。（必ずしも講師が必要ということではなく、自分たちで資料を持ち寄って学習するという方法も有効です。）

繰り返しも必要……一度の学習だけでなく、二度三度と続けて学習することも必要です。

③グループ援助活動の推進

「ふれあいサロン」のように、支援の必要な対象者が気軽に集まれる場を、地域内の集まりやすい場所で開催します。このような集まりの場を設けることで、「今度集まりがあるから一度のぞいてみませんか？」というように、気になる対象者への声かけが容易にできるようになります。また、参加者同士の仲間づくりを促進し、孤立防止にも効果が期待できます。さらに、民生委員や社会福祉委員にとっては、定期的に参加者の状態把握がで

きるメリットがあります。

なお、このグループ援助活動は、高齢者を対象としたサロンの他に、乳幼児とその親を対象としたサロン、障がい者を対象としたサロン、介護者を対象としたサロン、さらに子どもからお年寄りまで参加できるサロンなども考えられます。

グループ援助活動を推進するために、以下のポイントに留意して活動を組み立ててみてください。

ポイント グループ活動をすすめるうえで

定期的な開催……最低でも月1回以上は開催したいものです。

対象者の選定……地域で仲間づくりが必要な人はどんな人かを検討します。

会場の検討……皆が集まりやすく、使いやすい場所の条件も必要です。

内容の検討……参加者もスタッフも無理せず楽しめるプログラムを考えましょう。

協力者の確保……民生委員や社会福祉委員だけではなく、より多くの住民へ参加を働きかけましょう。

④見守り・声かけ活動の推進

地域内の1カ所に集まって行う活動（グループ援助活動）は、仲間づくりという大きなメリットがありますが、そのような活動に参加したくてもできない人、参加したくない人なども意外に多いものです。しかし、そのような対象者のほうが地域ではむしろ孤立しやすいので、安否確認と状態把握のためにも、見守り・声かけ活動が有効です。

ポイント 見守り・声かけ活動をすすめるうえで

対象者の選定……どんな人を対象とするか検討しましょう。

見守りの頻度……少なくとも月1回の見守り・声かけをしましょう。また、対象者の体調や環境の変化等に応じて回数を変更しましょう。福祉会以外の見守り・声かけ活動との調整も必要です。

協力者の確保……民生委員や社会福祉委員だけではなく、より多くの住民に協力してもらいましょう。

⑤個別支援活動の推進

グループ援助活動と見守り・声かけ活動の対象者などの中から、地域で生活する上での支障（支援が必要な状況）が生じる場合もあります。その場合、福社会活動としての取り組みは、あくまでも公的なサービスでは対応のできない（なじまない）、地域住民が支援するにふさわしいもの（例えば、公的なサービスの対象とならない話し相手や短時間で終わる活動（ゴミ出し、書類の代読、趣味の手伝い、軽易な家事援助、軽作業など）の提供が考えられます。）に限るようにしましょう。

ポイント 個別支援活動をすすめるうえで

放 置 し な い……問題が重度化しないためにも、気がついたことがあればお互いに報告・相談をするように心がけましょう。

問 題 点 の 整 理……とにかく何でも支援すればよいのではなく、何を支援しなければならないのか見極めましょう。

活 動 の 範 囲……自分たちでできることには限界があります。最初から無理をしないで継続できる活動を行いましょう。

専 門 家 の 参 加……公的なサービスにつなげた方がよい場合もあります。福祉や保健の専門家の意見を聞くことも大切です。

協 力 者 の 確 保……民生委員や社会福祉委員だけでなく、必要に応じて近隣住民にも協力してもらいましょう。



4. 新たな課題への取り組み

①地域で支援を必要とする人たち

これまでの福祉会の活動は、高齢者の問題を中心に取組まれてきました。しかし、地域に目を向けると、高齢者以外にも支援の必要な人がいます。

〈要支援者像の例〉

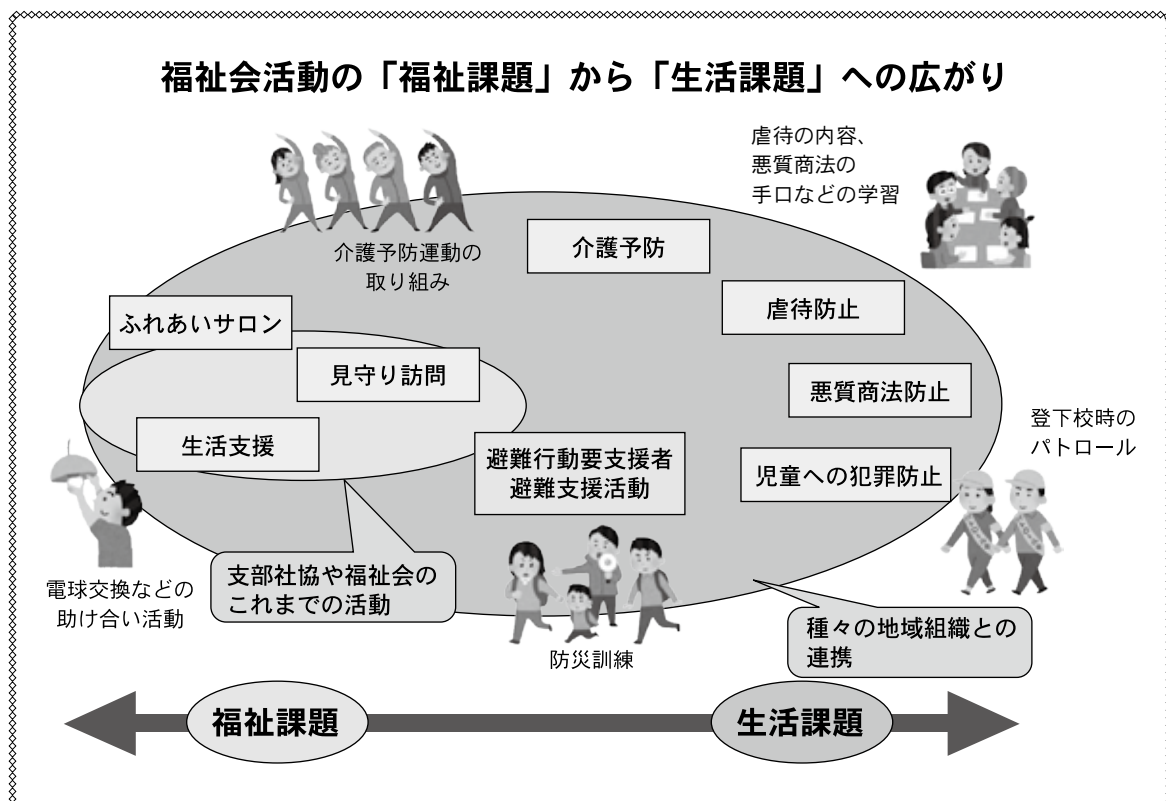
○孤立しやすい人々

- ・一人暮らしの高齢者や障がい者
- ・同居家族に虐待されている高齢者や児童
- ・身近に相談できる人や協力してくれる人がいない子育て中の人
- ・子育てに関する知識や情報が乏しい人
- ・ひきこもりの50代の子どもと、その生活を支えている80代の親（8050問題）
- ・身近な相談者、生活変化を察知してくれる関係を持たない人

○近隣との日常的なつながりがないため、災害時等に支援が必要であるにも関わらず、支援を受けることが難しい人々

○虐待被害や消費者被害にあっても、自ら被害を自覚したり訴えたりすることのない人々

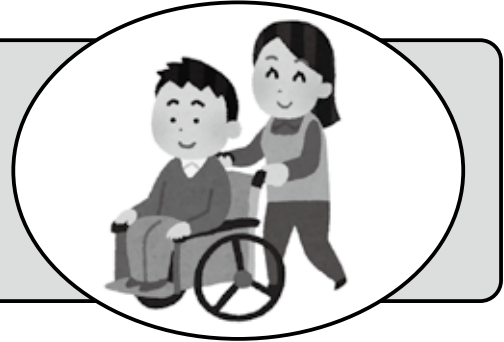
さらに、特定の人が抱えている「福祉課題」に加えて、児童や高齢者に対する虐待の問題、悪質商法に関する問題、児童への犯罪の問題、防災の問題といった、全ての人のまわりで起こりうる「生活課題」へも目を向け、活動を広げていくことも期待されています。



②新たな活動のヒント

学習活動のヒント

少し視点を 広げてみると



●●児童や障がい者の問題●●

これまでの福祉会の活動は、高齢者の問題を中心に取組まれてきました。しかし、地域には児童や障がい者などの問題もあるはずです。

学習活動の中に取り入れることで、こうした問題にも目を向けるきっかけになるのではないのでしょうか。

〈学習方法の例〉

- ・ 児童虐待の実態を聞いて、防止方法等について考える。
- ・ 子育て中の親の話を聞き（困っていること、手助けして欲しいことなど）、地域でできることを考える。
- ・ 障がい者施設を見学して、その役割や地域との関係を知る。
- ・ 障がい者の話を聞き（困っていること、知って欲しいことなど）、地域でできることを話し合う。
- ・ 障がい者と一緒に地域を歩いてみて、問題点をハード面、ソフト面からチェックしてみる。

●●高齢者の消費者被害や虐待の問題●●

ひとり暮らしや夫婦だけで暮らす高齢者世帯や認知症高齢者が増加していく中、こうした高齢者を対象とした深刻な消費者被害や虐待が大きな社会問題になっています。

身近で起こっているこうした問題に適切に対応していくために、高齢者の権利擁護について学ぶ必要もあるのではないのでしょうか。

〈学習方法の例〉

- ・ 悪質商法の手口と対処方法を学び、高齢者の消費者被害の防止方法を話し合う。
- ・ 高齢者虐待の内容を知り、地域で何ができるか考える。
- ・ 判断能力が不十分な高齢者の権利を守る「成年後見制度」について学ぶ。

グループ援助活動のヒント

参加者が固定化していませんか？



●●男性高齢者が少ない「ふれあいサロン」●●

多くの福祉会で取り組んでいる「ふれあいサロン活動」は、高齢者の孤立予防や介護予防に一定の効果を上げています。しかし、参加者が固定化してしまったり、男性の参加者が一人もいないといったサロンも多く見られます。

「孤立」や「生活の不活性化」を防ぐために、誰もが無理なく参加して楽しめるプログラムになっているのかを時々点検してみることも大切です。なお、男性のみを対象としたサロンを立ち上げることを検討することも有用です。

●●「子育てサロン」の展開●●

核家族化の進行などにより、子育ての不安や悩みを抱えながら、誰にも相談できず、孤立した中で子育てをしている親が多くなってきていることから、さまざまな子育て支援活動が始まっています。

「子育てサロン」は、子育ての当事者と地域住民（子育ての経験者）が子育てを楽しみ、仲間づくりを行う支え合いの活動として注目されています。

■子育てサロンのモデル

10:00

11:45

誕生祝い	絵本の読み聞かせ	おやつ	自由遊び	親子体操
------	----------	-----	------	------

ポイント 個別支援活動をすすめるうえで

- ・回覧板等を活用して、協力者・参加者を募集する。
- ・自由遊びの時間は、親同士も自由におしゃべりをする情報交換の場とする。
- ・季節行事を積極的に取り入れる。
- ・子育ての達人である高齢者にも参加してもらい、育児相談にのってもらう。
- ・プログラムについては、参加者の声を反映させる。

見守り・声かけ活動のヒント①

バラバラに見守り活動 していませんか？



●●「見守り活動」から「見守りネットワーク活動」へ●●

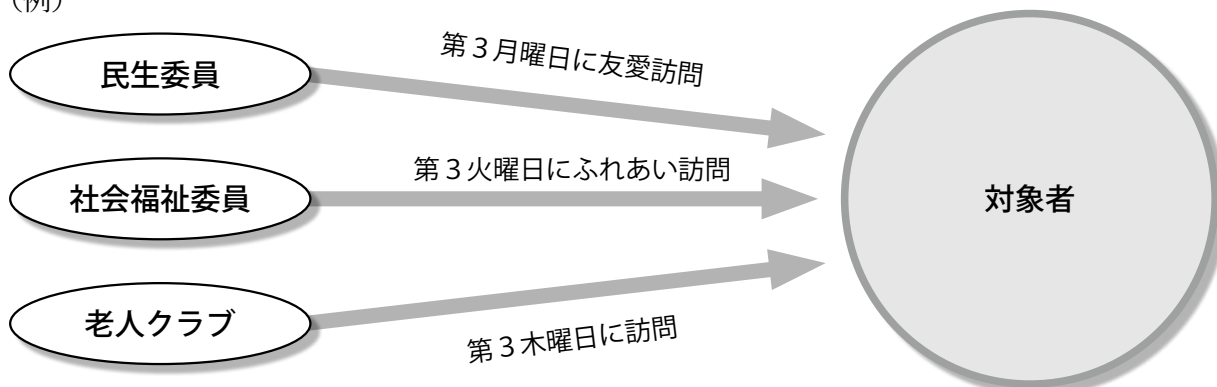
現在、地域では民生委員や社会福祉委員、老人クラブなどによる見守り活動が行われています。しかし、活動をしている人同士が連携してひとりの人を見守るということはなかなかできないものです。そのため、訪問による見守り活動が特定の期間に集中して行われたり、訪問先で受けた相談をバラバラに対応したことで混乱してしまうという声も聞かれています。その問題を解消するために、見守り活動をしている人たちは、チームで対象者を見守っていく必要があります。その一つとして、福祉会を活用して「見守りネットワーク」を構築していくという方法があります。

●●見守りネットワーク活動について●●

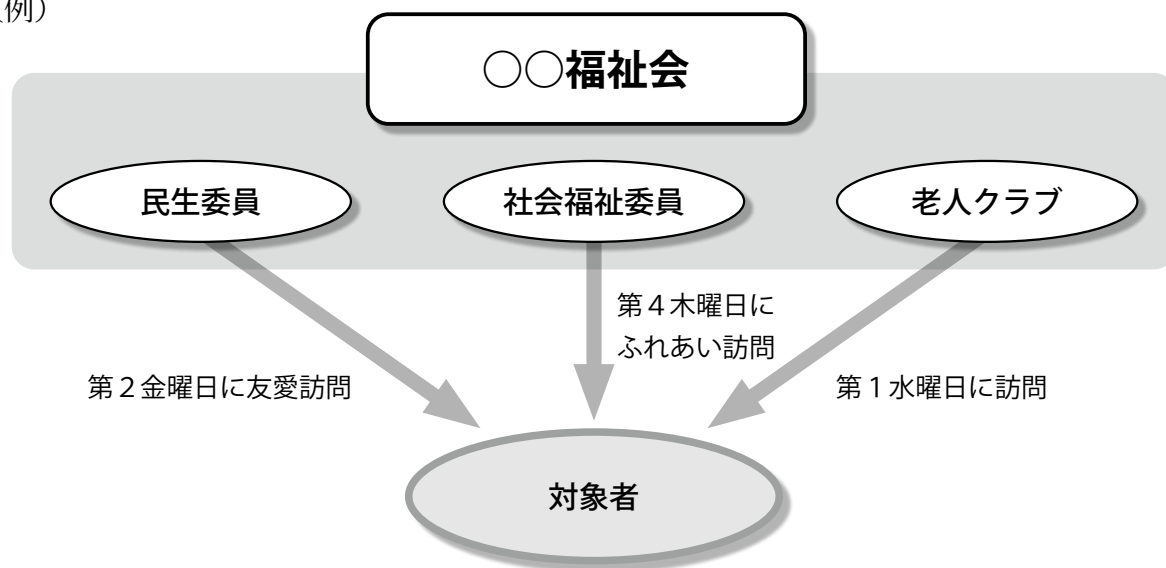
見守りネットワーク活動とは、見守り活動に携わる人たちが「みんなで見守っている」という共通認識をもって活動する体制のことです。見守り対象者と接するなかで知り得たことや気づきは、対象者の「今」を知る有力な情報となります。ネットワークを形成し、その情報を見守る側で共有できれば、よりよい見守り活動となり、緊急時でも迅速な対応が可能になります。

情報を共有し合うことで、より密なネットワークと対象者に合わせた支援へとつながっていきます。ネットワークが広がり、「見る目」が増えることによって見守られる側は安心に繋がり、また、見守る側にとっても一人にかかる負担が減ります。

【個々の見守り活動】 ～情報共有をしていないため、活動日が特定の期間に集中する～
(例)



【見守りネットワーク】 ～情報共有をしているため、活動日が分散する～
(例)



このほかに普段の関わりがある人がネットワークの一員として見守る方法があります。

●●活動の方法●●

見守りには、大きく分けて「日常的な見守り」と「定期的な見守り」があります。

「日常的な見守り」

➡日常生活のなかで、さりげなく気に（する）留める方法

(例)

- ・新聞、郵便物がたまっていないかの確認
- ・夜に電気がついているかの確認
- ・庭が手入れされているかの確認
- ・洗濯物が干されているかの確認
- ・近隣の人しかわからないサインが出ているかの確認
- ・出会った際のあいさつ、声かけ



「定期的な見守り」

➡定期的に声かけ・訪問する方法

(例)

- ・安否確認のための訪問
- ・登下校時に街頭に立つ
- ・（わんわん）パトロール
- ・ふれあいサロン活動、ふれあい訪問活動
- ・絵手紙の配達
- ・広報紙の配付



●●見守りをした後●●

見守りをした後は福祉会の集まりで、見守り活動をした人たちで情報共有します。情報共有の方法は、さまざまです。

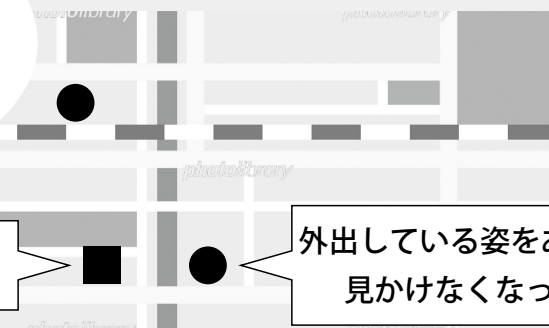
例1 定期的に福祉会で、情報共有する。

2か月に1回など、メンバーと報告し合う場をつくります。期間は、各福祉会によって異なります。



例2 定期的に福祉会を行い、マップで気になる人を確認し、情報を共有する。

マップにシールなどで印を付け、行っている訪問活動や、心配事などを見える化し共有します。

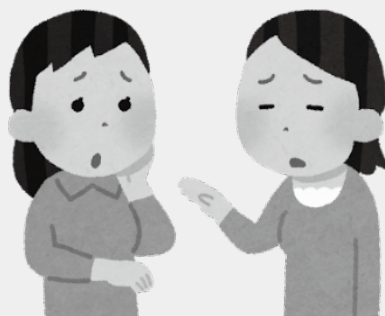


友愛訪問している

外出している姿をあまり
見かけなくなった

例3 リーダーを決め、そのリーダーに随時報告をする。

見守りをし、気づいたことを随時リーダーに伝えます。その内容を、福祉会を行ったときに、リーダーは全体に共有します。



●●見守りの対象者●●

「支援の対象者」というと高齢者に目を向けがちですが、地域には高齢者だけでなく、子どもや外国籍の方など様々な人が住んでいます。また、8050問題やヤングケアラー、老老介護や老障介護など、複合的な問題を抱えた世帯もあります。地域の高齢者だけではなく、「気になる人・世帯」に目を向けてみましょう。

[例]

◆孤立している人

- ・元気がなくなったり、外出の機会が減った人
- ・（最近）町内会、老人会、ふれあいサロン等の行事に姿を見かけない人
- ・親が残業続きで、夜に幼い子どもだけになる時間が多い家
- ・暗くなっても家に灯りがつかない家
- ・新聞、郵便物が数日たまっている家
- ・新しく転入してきて、近隣との付き合いのない家



◆虐待の疑いがある世帯

- ・季節に合わない服や汚れた服を着ている人
- ・「お金を貸してほしい」「年金を自由に使えない」と訴える人
- ・顔色が悪く、やせた気がする（満足に食事をしていないような）人
- ・自宅から怒鳴り声や物を投げつける音が聞こえる家
- ・あざや傷が見られ、理由を聞いてもはっきりしない人



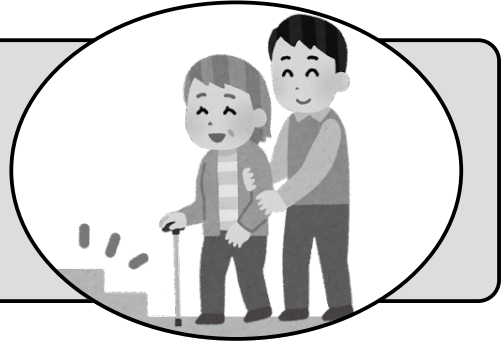
◆生活支援

- ・（身体能力等の低下で）ひとり暮らしを続けることが難しくなっている高齢者
- ・火事、台風、地震になったとき、避難が困難な家族を抱えている家
- ・金銭管理ができない（できなくなってきた）人
- ・出産前後で体調が悪く、育児や家事が困難な人
- ・（障がいなどにより）自分の意志を表現し、伝えることが難しい人
- ・ごみが放置され、悪臭がする家



見守り・声かけ活動のヒント②

災害時の人的被害を 少なくするために



●●災害弱者を地域で守る●●

近年の風水害や地震による災害では、死者の大半が65歳以上の高齢者で占められているといわれていますが、高齢化がますます進む中で、高齢者や障がい者等の災害時の対策は、人的被害を少なくしていくための重要課題であるといえます。

●●地域でできることを考えてみる●●

災害時の人的被害を少なくするために、地域でできることを事前に福祉会で検討していくことも大切です。

〈検討事項の例〉

■支援が必要と思われる人を把握する

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。また、「要配慮者」のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人を「避難行動要支援者」といいます。

こうした災害時に支援が必要と思われる人を把握し、日頃からの見守り・声かけ活動でつながりを作ることが望めます。

■誰が誰を支援するのか（役割分担）

災害の発生が予見される時に、支援の必要な人に情報を伝えたり、実際に災害が起きた時に、救援活動や安否確認をする人（避難支援者）を事前に決めたりすることが必要になります。

避難支援者が既に決まっている場合でも、例えば「年に1度は顔合わせをする」などして、お互いに確認をしておくことも必要です。

■どのような支援が必要なのか（情報収集）

情報の伝達や救援活動等を行う際に必要な情報（緊急連絡先や主治医等に関する情報）、留意すべき事項（身体の状態や携行品等に関する情報）などを事前に収集しておくことが望めます。

ただし、これらの情報には通常の近所づきあいでは知り得ないようなものも含まれることから、その管理をどうすべきかについても、十分に検討しておく必要があります。

■どのように活動するのか（災害発生時の対応）

災害が起きた時、あるいは災害の発生が予見される時に、活動に携わる人がどのように行動するのかといったことを、あらかじめ決めておく必要がありますが、できれば災害の種類に応じて、例えば「風水害の場合」と「地震の場合」に分けて対応方法を決めておくことが望めます。

また、避難訓練等を実施して、支援体制が機能するかどうかを検証していくとよいでしょう。



福社会活動を始めるヒント

こんなことから 始めましょう



●●注目される「地域での支え合い」●●

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。

しかし、地域社会や他人への関心が薄れ、人と人とのつながりが少なくなってきました。また、少子高齢化により団塊世代が75歳以上となる令和7年以降は、医療や介護の需要が増えることが想定されています。

こうしたことから、平成23年に改正された介護保険制度では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、自治体による地域包括ケアシステムの推進が義務化されました。これは、「医療」や「介護」だけでなく、地域住民同士の支え合いも組み合わせながら高齢者を支援していくというもので、地域住民・自治会・ボランティア・介護事業者・医療機関などが一体となって地域全体で高齢者を支えるシステムを構築しようとするものです。

さらに、国は、平成28年に「地域共生社会」の実現を掲げ、高齢者に限らず、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域に暮らす人たちが共に支え合う社会を目指そうとしています。

このようなことから、地域での支え合いの必要性が改めて注目されるようになりました。

●●つながりを見える化する●●

「地域全体で取り組む」といわれると、「新しい取り組みを創るの？」と思われるかもしれませんが、しかし、いきなり新しい取り組みを創る必要はありません。地域住民のつながりを見える化するところから始めるという方法もあります。

例えば、喫茶店に集う人たちで考えてみましょう。単に喫茶店で友だちや近所の方などとおしゃべりをしているだけですが、同じメンバーで定期的に集うことは、孤立予防や見守りという効果につながっています。また、元気がないメンバーがいれば、悩みを聞き、アドバイスをしたり、相談窓口を紹介したりすることもあります。さらに、病気や介護などについて情報交換をすることにもつながっています。

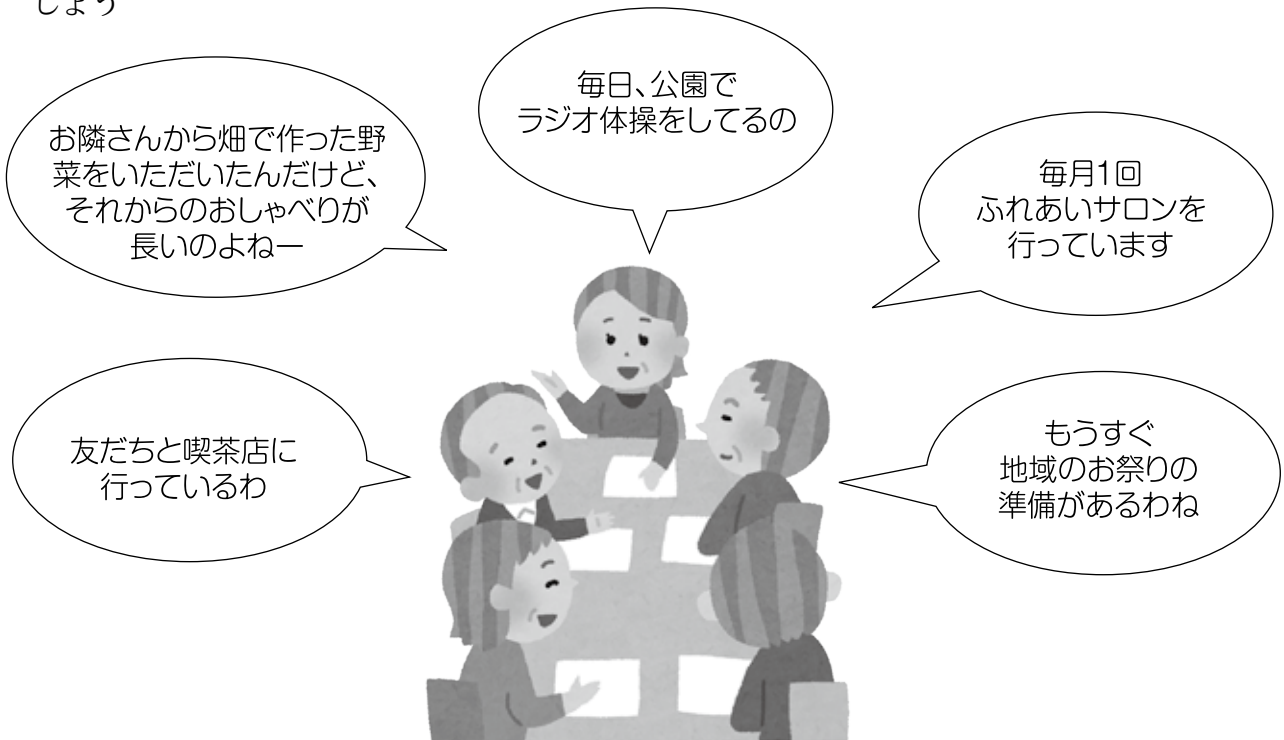
喫茶店だけでなく、畑仕事の合間のおしゃべり、犬の散歩など、普段何気なく行っていることが、孤立予防や見守り、ちょっとした困りごとの解決などにつながっていることに気づくことができます。

羽島市社会福祉協議会では、この自然発生的なつながりや支え合いを「地域のお宝」と呼び、その大切さを伝えることに取り組んでいます。

●●お宝探しをしよう●●

ステップ① 普段のつながりを教え合おう

福祉会のメンバーなどで集まって、一人ひとりの普段のつながりについて話し合います。



ステップ② 見つけたお宝を意味づけしよう

「仲間づくり」「健康づくり」「安否確認・見守り」「情報交換の場」など、お宝には、どのような意味があるかを考えてみましょう。

(例)「畑仕事の合間のおしゃべり」

Aさんは、天気が良ければ畑仕事をしています。時々、近所の人から声をかけられ、野菜や花の育て方について情報交換をしています。

いつもおしゃべりをする近所の人を見かけないと、気になって、育てた野菜を持って家を訪ねることもあります。

(例)「公園でのラジオ体操」

Bさんは、健康づくりのために、毎日公園で行われるラジオ体操に参加しています。元々ひとりで参加していましたが、今ではおしゃべりをする仲間ができ、ラジオ体操に参加することが生きがいになっています。

ステップ③ 見つけたお宝を共有しよう

見つけたお宝が持つ意味を地域の人と共有し、今のつながりを維持することの大切さをみんなで意識していきましょう。

5. 特徴的な活動をしている福祉会について

2 ページからの「2. 福祉会活動の基本的な考え方」に記載したとおり、福祉会の基本的な活動は、メンバーで定期的に集まり、福祉制度や福祉サービスについて学んだり、支援が必要な人のニーズについて話し合い、地域で解決できることを見つけ出したりして、住民の立場から地域福祉を推進することです。

現在、多くの福祉会等にてこうした活動がなされていますが、その中でも特に特徴のある取り組みをしている下記の3福祉会の活動について紹介します。

■蜂尻福祉会きずな（竹鼻町蜂尻）

長年行われていたふれあいサロン活動が休止になるなど、地域での高齢者の見守り活動が手薄になっていくことに懸念を抱いた自治委員が、民生委員、社会福祉委員の協力のもと、令和4年度に立ち上げた福祉会です。

いつも茶話会のような雰囲気で作業したり、情報共有したりするなど、楽しく活動しています。

■曲利福祉会（正木町曲利）

毎年、福祉の専門職を講師として呼び、地域住民にとって身近に起きたことや身近に感じることをテーマに学習活動を行っています。

令和4年度は、認知症になって判断能力が低下した後でも、介護保険サービスを利用できるよう、成年後見制度などについて学びました。

■長間南・長間東福祉会（上中町長間）

日常における地域住民との関わりから、変化に気づき、問題点や課題を掘り起こすことを目的に活動を行っています。

単位子ども会の会長もメンバーになっているため、子育て世帯の問題などを、福祉会のメンバーで共有することができ、解決に向けた話し合いをするきっかけになります。

茶話会のような雰囲気で

蜂尻福祉会きずな（竹鼻町蜂尻）

●地区の概要

竹鼻町南部に位置する蜂尻地区は、幹線道路が縦断しており、その沿線には商店や企業がいくつか存在しています。また、地区内の大半が市街化区域に指定されているため、新たに転入される方や世帯も多く、新旧の住民でコミュニティが形成されています。

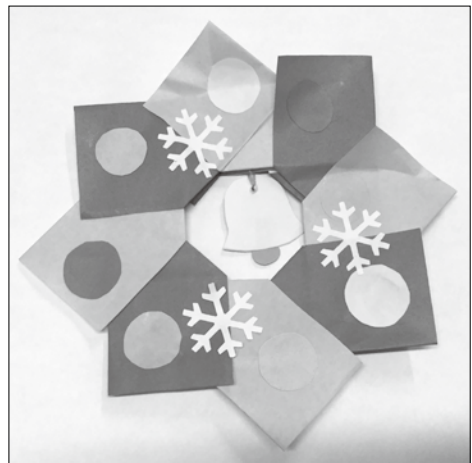
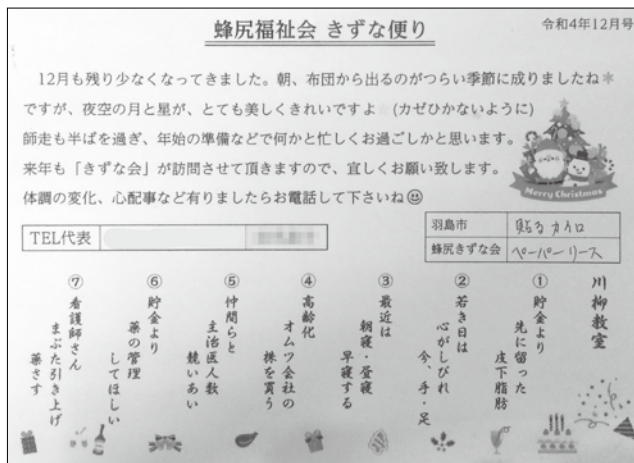
「蜂尻福祉会きずな」は、この地区の自治委員や民生委員、社会福祉委員で構成されており、毎月1回程度集まり、話し合いをしています。

●特徴的な活動

同福祉会は、ふれあいサロン活動が休止したことや、ふれあい訪問活動の対象者が1名だったため、「見守りの必要がある人は他にもいるのではないか」「ふれあいサロンのほかに地域のためにできることはないか」との自治委員の思いから、民生委員や社会福祉委員の協力のもと、令和4年度に立ち上げました。

見守りの対象者の洗い出しを行ったところ、11名を新たに訪問することとなりました。ふれあい訪問活動の際に、メンバーの趣味や特技を活かして作成した手紙を、毎回お渡ししています。いつも茶話会のような雰囲気で作業したり、情報共有したりするなど、楽しく活動しています。

～お渡ししたお手紙と折り紙で作ったクリスマスリース～



●今後の展望

話し合い活動を通じて、メンバー同士それぞれ抱えている悩みを共有し、話し合い、知恵を出し合いながら、地域のために解決策を見出して活動していきます。

身近なことをテーマに

曲利福祉会（正木町曲利）

●地区の概要

曲利地区は、羽島市の中で最も世帯数が多い地域です。年々、新しい世帯が増えており、現在は1,000を超える世帯があります。以前は、農家や機屋が多くありましたが、こうした世帯は1割程度となりました。

「曲利福祉会」は、この地区の自治委員、民生委員、社会福祉委員、協議員で組織されており、定期的に地域の公民館に集まって学習活動をしています。

●特徴的な活動

同福祉会では、地域住民にとって身近に起きたことや身近に感じることをテーマに学習活動を行っています。

例えば、令和4年度は、認知症になって判断能力が低下した後でも、介護保険サービスを利用できるよう、介護保険制度と成年後見制度について学びました。

過去には、同地区で孤独死が発生したことをきっかけに、「ひとり暮らしの高齢者などに地域住民ができること」を考えるため、羽島市地域包括支援センターから高齢者の孤立予防と支援のあり方を学びました。また、自治委員や民生委員などの福祉会のメンバーが交代した時には、改めて地域の見守りについて学ぶために「地域における支援のあり方」というテーマで学習活動をしました。

今後も身近に起きたことや身近に感じることをテーマに学習活動を行っていく予定です。

～過去の学習活動内容～

実施年度	内容	講師
平成29年度	高齢者の孤立予防と支援のあり方	羽島市地域包括支援センター
平成30年度	消費者被害防止について	羽島市商工観光課 羽島市地域包括支援センター
令和元年度	地域における高齢者支援のあり方	羽島市地域包括支援センター
令和2年度	地域における身近な生活課題に対する これからの地域福祉のあり方	羽島市社会福祉協議会
令和4年度	介護保険から成年後見制度まで ～福祉サービスの概要と受け方について～	羽島市地域包括支援センター 羽島市成年後見支援センター

●今後の展望

地域福祉に興味・関心を持ち、みんなで見守り・支え合う意識を持つことができるよう、定期的に学習活動を行っていききたいと同福祉会では考えています。

子どもも大人もより暮らしやすく

長間南・長間東福祉会（上中町長間）

●地区の概要

長間南地区は、古くからお住まいの方や農家も多く、高齢者が比較的多く暮らしている地域です。一方、長間東地区は、新興住宅地や新たに建設された若い世帯の住宅もあり、新旧の住民で自治会が形成されています。

「長間南・長間東福祉会」は、この二つの地区の自治委員、民生委員、社会福祉委員、地域役員（長間東地区の各組合長）、シニア会の代表者、子ども会会長で組織されており、定期的に地域の公民館に集まり、話し合いや学習活動をしています。

●特徴的な活動

同福祉会は、民生委員を中心に数年前から福祉会活動を行う構想を温めてきました。実施にあたっての具体的なプランを明らかにし、地域の皆さんの賛同が得られたことから、令和4年度より活動を開始しました。

同福祉会では、日常における地域住民との関わりから、変化に気づき、問題点や課題を掘り起こすことを目的に、2か月に1回、ふれあいサロン活動後に活動を行っています。この福祉会では、単位子ども会の会長もメンバーになっています。そのため、子育て世帯の問題などがあっても、福祉会のメンバーで共有することができ、解決に向けた話し合いをするきっかけになります。地域の見守り活動では、高齢者に目を向けがちですが、子育て世帯や複合的な世帯の問題解決につなげていきます。

～過去の学習活動内容～

実施月	内容
第1回（5月）	福祉会についての概要説明 成年後見制度について 地域福祉ネットワークの立ち上げについて
第2回（7月）	支援の必要な福祉ニーズ （生活上の困りごとや家庭での困りごと）
第3回（9月）	実際課題の抽出と活動の掘り下げについて
第4回（11月）	羽島市地域包括支援センターによる消費者被害の防止についての講話
第5回（2月）	地域の実態調査と意見交換 （地域にどのような人が住んでいるのか）

●今後の展望

同福祉会では、地域の福祉課題を特定の分野にとらわれず掘り起こしながら、その問題の解決に向けて活動していきたいと考えています。

参考

福祉会の規約について

福祉会については、特に規約（会則）を作成しなくてはならないルールはありませんが、一般的に組織が規約（会則）を設けることで、メンバーが活動について共通認識を持つことができ、円滑に活動を進めていくきっかけになると考えられています。

また、規約（会則）には、団体がどのような団体であるかを客観的に示す役割もあります。そのため、金融機関等で口座を開設する際に、提出を求められることもあります。

下記に規約の例を掲載しますので、必要に応じてアレンジし、ご活用ください。

「〇〇福祉会」規約

（名称及び事務局）

第1条 この会の名称は、「〇〇福祉会」（以下、「本会」という。）と称し、事務局を代表宅に置く。

（目的）

第2条 本会は、福祉制度や福祉サービスについて学んだり、支援が必要な人のニーズについて話し合い、地域で解決できることを見つけ出したりして、住民の立場から地域福祉を推進することとする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために定期的な会合を開き次の活動を行う。

- （1）福祉制度等の情報を共有する。
- （2）市社協ならびに支部社協事業等の情報を共有する。
- （3）地域住民の福祉ニーズの把握と福祉サービスの情報を共有する。
- （4）福祉ニーズについて、地域で解決できるものはボランティアを発掘し、福祉活動を展開し、問題解決に向けて指導する。
- （5）福祉ニーズについて、福祉関係機関に問題提起する必要がある場合は、民生委員を通じ市社協等に引き継ぐものとする。
- （6）地域の福祉問題を解決するために福祉関係機関から要請されたことについては、積極的に協力する。
- （7）地域住民に対して福祉情報の提供を積極的に行い、時には福祉教育を行う。

(構成員)

第4条 本会は、民生委員、自治委員、社会福祉委員、その他有識者・福祉関係の代表者などをもって構成する。

(会計)

第5条 本会の会計は、助成金、その他の収入をもって充てる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 会 計 1名

(3) 監 事 1名

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

(1) 代表は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 会計は本会の会計を処理する。

(3) 監事は、本会の事務並びに会計の執行状況を監査する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、必要に応じて代表が構成員に諮り、構成員総数の3分の2以上の賛成をもって行なうものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項で、会の運営に必要な事項は、代表が構成員に諮り定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

福祉社会活動ガイドライン（第5版）
～地域が学び、見守り・支える活動～

発 行 令和5年3月

発行者 社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

〒501-6255 岐阜県羽島市福寿町浅平3丁目25番地

TEL (058) 391-0631